



6-2
159

大学の講座手に関する要項 案

大学は、大学基準法の三の定めるところに従い、その目的、使命を達成するために必要な講座又はこれに代る適当な制度を設けなければならない。

この要項は、各大学が学部学科の講座又はこれに代る制度をいかように編成するかの日標を示したものである。

一、講座又はこれに代る制度について。

1. 講座又はこれに代る制度は、大学の構成及びその規模に応じて、その何れかを採用することになるが、同時に教授上及び研究上必要な種類と数量のものが必要と認められなければならない。

2. 講座は、教授上及び研究上必要な学問分野を示すもので、学問体系によって構成され、又必要に応じて二以上の講座を包括して学科制又は教室制をとることができる。

3. 講座に代る制度は、学科目とする。

学科目は、原則として教授上の必要からこれをおくものとし、学問の系統により統合して学科制又は教室制をとることもできる。

二、講座制をしく大学。

1. 大学院をおく大学は、原則として講座制をしくものとする。

但し大学の構成及びその規模に応じて、その一部に学科目制をとることもできる。

2. 講座制をしく大学は、修士課程か、又は博士課程をおくにより、大学学部としての基本講座に更に必要な講座を加えて編成する。

3. 講座制をしく大学で、学問研究上又は教授指導上必要があるときは、更に講及を増加し、又は講座の構成を拡張することもできるものとする。

三、学科目制による大学。

1. 大学院をおかない大学は、原則として学科目制をとるものとする。

2. 学科目制をとる大学で、教授研究上必要があるときは、基本となる学科目の外に更に必要な学科目を加え、又は取組を増員することができものとする。

3. 学科目は、教授指導上の必要に応じて、一般教育と専門教育とを一体として編成

頁高 28

するものとする。

四 教員組織

(一) 講座に関するもの

1. 講座は、原則として教授、助教授、講師、助手及び補助員をもって構成するものとし、講座の性質によっては、講師を欠くことが出来るものとする。
2. 講座は、概ね実験、非実験及び臨床の三種とし、それぞれ必要な教員を配置するものとする。
3. 講座は、原則として教授がこれを担当するものであるが、止むを得ない事情があるときは、他の講座を担当する教授が兼任又は分担し、又は助教授若しくは講師が担当又は分担することが出来る。
4. 各講座の教員組織の標準は次の通りとする。

種別	教授	助教授	講師	助手	補助員
非実験講座	—	—	—	—	—
実験講座	—	—	—	二—四	—
臨床講座	—	—	—	四—六	—

備考

- (1) 講座の性質により、助教授以下の教員数を増加し得るものとする。
 - (2) 病院、農場、演習林等研究施設の専属職員は、本表には含まない。
- (二) 学科目に関するもの

1. 学科目制の教員組織は、学科目、学科又は教室などの組織の別により、それぞれ教授、助教授、講師、助手及び必要があるときは補助員をもって構成するものとし、学科目の性質又は学科の規模によっては、この形種り一部を欠くことが出来るものとする。
2. 学科目制による教員数は、それぞれの学科目の授業時数を基礎とするものとする。
3. 学科目は教授、助教授又は講師がこれを担当するものとする。
4. 学科目制の教員組織に於ける割合は、教授四〇%、助教授五〇%、講師一〇%とし、学科の性質又は一般教育と専門教育との別により、この割合を増減することが出来るものとする。

助手及び補助員は、講座に準じ教室又は学科毎に必要な数をおくものとする。
備考

(1) 医学、歯学、薬学に関する学科目の教員組織は、講座に関するものと同様とする。

五 単位又は授業時数

1. 講座組織による教授及び研究指導の場合、一講座の担当する毎週授業時数は、凡そ十単位を下らない内容を基として原則とする。

2. 講座に属する授業のうち、一般教育に属するものは、同一教員が二回以上同一授業を行う場合があるが、教員一人の毎週授業時数は、平均十二時間程度とする。

3. 学科目組織による授業の場合、教員一人が担当する毎週授業時数は、一般教育において平均十二時間、専門教育において平均十時間程度とする。

4. 講座又は学科目を担当する教員は、前三項に掲げる毎週授業時数の外に、学科の種類により、試験、報告、宿題等に対する指導、添削を行うものとする。